

令和3年12月15日

債権者 各位

第4回債権者集会に関するご案内

(新型コロナウイルス感染症の感染予防・拡大防止等のためのお願い)

破産者 株式会社 MJG
破産管財人 弁護士 三村 藤明

株式会社 MJG の第3回債権者集会は、令和3年12月22日(水)午後2時30分より開催を予定しております。

もともと、会場及び会場付近は狭くなっており、待機室等の用意も難しいことから、多数の債権者をご来場された場合には「3密」となってしまいます。つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止の観点から、債権者の皆様には極力同集会へのご出席をお控えいただきたく、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

なお、同集会にご出席されなかったとしても配当等に関し不利益を受けることは一切ございません。また、配布資料は、同集会後速やかにウェブサイトに掲載致します。

ご来場なさる場合には、以下の事項の遵守とご協力をお願い致します。ご協力いただけない場合には、会場へのご入場をお断りすることもございます。予めご了承ください。

- 会場の開場は午後2時10分となります。それより前のご来場は厳にお控えください。
- ご出席は、1債権者1名様に限定致します。
- 会場の収容可能人数を超える方がご来場された場合、会場に入場できず、別の場所で一時待機していただく可能性がございます。
- 後日、関係者又は来場者の新型コロナウイルス感染が判明した場合に備え、入場時にご来場者の氏名(所属)及び連絡先をご提供いただきます。名刺をお持ちの方は、忘れずにご持参ください。なお、取得した来場者情報は保健所等の公的機関に提供することがございます。
- 会場及び会場付近では、必ずマスクを着用し、必要な水分補給を除く飲食や会話を控え、咳エチケットやこまめな手洗い、ソーシャルディスタンスの確保をお願い申し上げます。
- 以下に該当される方は、ご来場を厳にお控えください。
 - 発熱、咳、呼吸困難、全身の倦怠感、喉頭痛、鼻水、鼻づまり、味覚・嗅覚の異常、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、吐き気・嘔吐の症状のある方
 - 近時新型コロナウイルス感染が判明した方と直近2週間以内に濃厚接触した疑いのある方
 - 政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域から直近2週間以内に日本に入国された方

債権者集会に関連するご質問やご相談等は、以下のお問合せ窓口までお願い致します。

電子メール: MJG-info@amt-law.com 電話: 03-6864-3011 (平日9-17時)

以上、ご不便をおかけしますが、決してご無理をなされないよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上